

## ワールドウィング静岡 NorthWing 七間町 会員規約

(はじめに)

本施設は1981年設立以来数多くのプロスポーツ選手・オリンピック選手を輩出し、そのフォーム作り、動作改善、故障改善に従事してきた、株式会社ワールドウィングエンタープライズ代表小山裕史先生がそのベースとなる効果的理論として創始及び研究した「初動負荷理論」に基づくトレーニング施設です。

本施設は、スポーツ選手の強化・コンディショニングだけでなく、一般の方々の健康づくりにも効果的な「初動負荷理論」を具現化したトレーニングマシンを使用し、日常的なエクササイズを目的としたトレーニング施設です。従いまして、本施設は各種競技の動作改善（動作解析・動作指導・フォーム作り）及び、競技者等の故障改善を主たる業務とした施設ではありません。

本施設では行っていない上記の動作改善並びに故障改善を希望される方は、下記にお問い合わせ下さい。

株式会社 ワールドウィングエンタープライズ 指導室

〒680-0843 鳥取県鳥取市南吉方1-73-3

TEL 0857-27-4773/4775 FAX 0857-29-8450

(名称および所在地)

第1条 本施設の名称、所在地は次のとおりとします。

ワールドウィング静岡 NorthWing 七間町を総称とします。

主たる所在地は静岡県静岡市葵区七間町3番地吉見ビル3Fとします。

(運営)

第2条 本施設におけるトレーニングについては、株式会社ワールドウィングエンタープライズの監修のもと行い、本施設の運営・管理はワールドウィング静岡が行うものとします。

(目的)

第3条 本施設は、入会されたメンバーが本施設のマシン等施設とトレーニングを通して、心身の健康維持・増進および競技技能の向上等をはかると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

(入会資格)

第4条 本施設に入会できる方は、原則として小学5年生以上の方で本人または未成年の場合は保護者が本施設の設立運営趣旨に賛同し、規約承認した方とします。なお、中学生未満の児童については、保護者と共に入会し常に保護者同伴のもと施設利用をすることとします。

- 1 本施設の円滑な運営と、会員のトレーニングに支障をきたす等、本施設が不相当と認めた方は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で、退会を通告致します。
- 2 本施設に入会される方で、健康状態に異常もしくは支障のある方は、あらかじめ申し出なければなりません。医師からトレーニング等運動全般を禁止されている方は入会できません。また、疾病・障害の程度によって入会を制限させていただく場合があります。
- 3 第1項の主旨を徹底するためにスポーツジム、フィットネスクラブ等各種トレーニング施設において、トレーナー、インストラクターおよびトレーニング指導に従事して

いる方の入会は原則としてお断りいたします。また、これらの事象が判明した時点で、退会を通告する事があります。

- 4 妊娠されている方のご入会はしていただけません。妊娠が判明した場合は、退会または休会していただきます。

#### (会員区分)

第5条 本施設の会員区分は一般会員、学生会員（大学生）、学生会員（中高生）、サンサン会員の4区分とします。なお、本ジムが必要と認めた場合、上記以外の区分を認定することがあります。

#### (入会手続き)

第6条 本施設に入会される方は、所定の入会手続きを行い本施設の承認後入会諸費用を納入していただきます。なお入会者が未成年の場合は、入会申込書の同意書欄に親権者の記名押印が必要です。この親権者は、本規約に基づく責任を入会者本人と連帯して負担し、本規約第18条に定める危険負担と、本施設の免責の同意をしなければなりません。また、入会される方は入会申込書を提出した日を含む8日間は本施設宛に書面にて通知することにより、入会申込の撤回をすることができます。その効果は書面（はがき、封書）を発送したときから生じます。

#### (入会金)

第7条 入会金の支払いは、原則前払いとします。  
会員は、入会金を所定の方法で納入しなければなりません。入会金の有効期限は退会時までとし、一旦納入した入会金は理由のいかんを問わず返還いたしません。

#### (除名)

第8条 本施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、その会員資格を一時停止または除名することができます。

- 1 第12条に定める所定の方法で会費等を支払った場合はこの限りではありません。
- 2 本施設の施設・設備を故意に破損した場合。
- 3 本規約その他、本施設が定める規則に違反したり、スタッフの指示に従わなかった場合。
- 4 本施設の名誉・信用を毀損し、または秩序を乱した場合。
- 5 その他会員として品位を損なうと認められる非行があった場合。
- 6 法定伝染病等、他の会員に影響を及ぼす病気、障害等にかかったとき

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員は、退会・除名・死亡および失踪宣言を受けたとき、その資格を失うものとします。

#### (会員資格の譲渡禁止)

第10条 会員は、その会員資格を他に譲渡することはできないものとします。

#### (会員証もしくは利用者カード（以下、「会員証」という）)

第11条 本施設は、会員に対して会員証を交付します。会員は本施設利用時に会員証を各施設の受付に提示しなければなりません。また会員証を紛失された場合は、再発行手続き料500円（税抜）を支払っていただき、再発行いたします。

(会費の支払い)

第12条 会費等の支払いは、原則前払いとします。

会員は、本施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類・金額・支払期限および支払い方法等は本施設が定めるものとします。また、一旦納入した会費等は原則として返還致しません。月会費は、会員が会員証を有する限り、現実に本施設を利用されない場合も支払い義務を有します。なお第14条に定められた手続きを行った場合はこの限りではありません。まだ途中入会の場合は、当該月の月会費についてのみ日割り計算とします。

(ビジター利用)

第13条 会員は株式会社ワールドウィングエンタープライズが認める他の施設を利用する場合は1回 3,000円(税抜)をお支払いいただくことにより、利用することができます。利用の際は、会員証の提示が必要になります。

(休会)

第14条 会員は疾病・長期出張などの理由により一定期間本ジムに通うことが困難になった場合、休会を希望される月の前月10日までに、本施設所定の休会届けを提出し、承認を受けることにより休会することができます。この休会中は、休会費として月額1,000円(税抜)をお支払いいただきます。休会を承認された会員が休会期間中に利用を再開する場合は、再開した月の初日から会費等が発生するものとし、日割り計算は致しません。また、事務手数料が別途必要となり、休会手続き、再開手続きに納入した手数料につきましては返金を致しかねます。

(退会)

第15条 会員は、退会を希望する月の10日までに本施設所定の退会届を在籍する施設に提出することによりその月末で退会することができます。10日を過ぎた場合は翌月扱いとなります。

(休館日)

第16条 各施設の補修整備・その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。なお、休館に関してのお知らせは原則として1週間前までに館内掲示させていただきます。ただし、安全管理面から緊急工事が必要な場合は、あらかじめ掲示することなく休館することがあります。

(施設の廃止・利用制限)

第17条 本施設は、次の事由により一時的に閉鎖することがあります。なお、この場合会員に対する補償は致しません。

- 1 台風・地震その他の自然災害・火災の事故等で業務遂行に支障があるとき
- 2 施設の改造又は補修工事実施のとき

(会員の遵守事項)

第18条 会員は、次の事項について遵守・責任を負うものとします。

- 1 会員は、スタッフ等の指示に従いトレーニングを含む施設利用をおこなうものとします。
- 2 会員は、常に健康管理に留意し、施設内における障害ならびに、急性疾病等の事故について自己責任において対処するものとします。
- 3 会員は更衣室ロッカーを含む施設内、駐車場等の施設内において、所有物は自己

責任において管理するものとし、それらの紛失、損害等のトラブルについては自己責任において対処するものとし、

- 4 会員は、施設の什器・備品・更衣室ロッカーの鍵を故意または過失により毀損・紛失した場合は、修理・復旧に関わる費用の一切を会員またはその親権者が負担するものとし、
- 5 会員は、本施設にあるシャワー等を利用する場合には、それに伴う備品等を各自で用意するものとし、
- 6 会員は、常にトレーニングを行うに適した服装を用意することとし、特にシューズは本施設が薦めるもの、もしくは底の薄いものを利用するものとし、
- 7 会員は、本施設およびトレーニング内容などに関する情報を、許可無く公の媒体に掲載してはいけません。また、許可無く施設内及びマシーンの撮影をすることはできません。
- 8 会員は、その相互の親睦において、社会人としての、常識に基づいて行動しなくてはならない。

(届出事項)

第 19 条 会員は、住所又は連絡先等、入会申込記入事項に変更があった場合は、速やかに届けなければなりません。

(諸費用の改定)

第 20 条 本施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を社会情勢の変動に応じて改定することができます。

(細則)

第 21 条 本規約に定めていない事項および業務遂行上必要な細則は、施設が定めるものとします。

(改定)

第 22 条 本規約の改定および変更は、本施設の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に適用されるものとし、

(個人情報)

第 23 条 個人情報については、別紙<個人情報保護方針>を参照とします。

(附則)

第 24 条 本規約は 2022 年 3 月 8 日より施行します。